

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月25日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

町名・字名の取扱い

1. 町及び字の区域については、現行のとおりとする。
2. 住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。
3. 番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

平成16年 1月15日確認 大野郡5町2村合併協議会